

概要版

子育てしやすいまち  
パパ・ママが住みたくなるまち  
子育て応援都市 島田

# しまだ子ども未来応援プラン

島田市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月  
島田市



## 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や女性の社会進出に伴う低年齢児保育ニーズの高まりや、子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このような現状を受け、平成27年4月1日から、「**子ども・子育て支援新制度**」がスタートすることとなりました。

島田市においても、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

「子どもの健やかな育ち」「保護者の子育て」を社会全体で支援することを目的に、この計画を策定しました。

## 「子ども・子育て支援新制度」とは？

幼稚園と保育所の良いところをひとつにした「認定こども園」を普及したり、保育の場を増やしたりするなど、子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、子育て中のすべての家庭を支援するための制度です。

### 新制度がスタートすると…

#### ★教育・保育の場が広がります！

幼稚園・保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ**認定こども園**を地域の実情に応じて普及していきます。

**地域型保育事業**を創設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

家庭的保育（保育ママ）・  
小規模保育・事業所内保育・  
居宅訪問型保育

幼稚園や保育所等の質の向上を図ります！

#### ★すべての子どもの育ちを支援します！

地域子ども・子育て支援事業を充実し、多様な子育て支援ニーズに対応します。

- 放課後児童健全育成事業
- 時間外保育事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て援助活動支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 利用者支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 要保護児童対策地域協議会による要保護児童に対する支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 子育て短期支援事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業





# 計画の基本理念と構成

## 計画の基本理念

本計画では、国の子ども・子育てに関わる施策や「島田市総合計画」における方向性、「次世代育成支援島田市行動計画」の基本理念を踏まえ、島田市の未来をにう子ども達が健やかに成長できるよう基本理念を掲げます。

子育てしやすいまち  
パパ・ママが住みたくなるまち  
子育て応援都市 島田

子どもをまんやかに、子育てを考える。

子どもが伸び伸びと健やかに成長できるよう考える。

子どもが何を求めているのか、子どもにとって何が幸せなのか

家庭や地域、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、企業などみんなで考えよう。

地域全体で子育てを支援していこう。

子育てしやすいまちづくりを進めていこう。

子どもの幸せは、パパ・ママの幸せ。

パパ・ママが住みたくなるまちづくりを進めよう。

市民一人一人が子育てを支援し、このまちに住みたくなる、このまちで子育てしたくなる、子どもにも親にも優しい子育て応援都市を目指します。

## 計画の構成

この計画は、「教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容」と「子育て施策の展開」の2つの側面から構成されています。

### 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容（計画書 第4章）

教育・保育事業2事業及び地域子ども・子育て支援事業14事業について、平成27年度～平成31年度の目標値を示しています。

### 子育て施策の展開（計画書 第5章）

子どもの健やかな育ちを支えるための子育て施策全般について、今後の方向性を示しています。

# 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業 の量の見込みと確保の内容



## 教育・保育事業（幼稚園、保育所、認定こども園）

### 保育の必要性の認定と提供体制

新制度では、保護者の申請を受けた市が、子どもの年齢や保育の必要性（保護者が働いている等の事由）の有無などにより、3つの区分に認定し、その区分に応じて利用できる施設が決まります。

#### ■認定区分、利用できる施設

1号認定	2号認定	3号認定
3～5歳で 保育を必要としない子ども (認定こども園・幼稚園)	3～5歳で 保育を必要とする子ども (認定こども園・保育所)	0～2歳で 保育を必要とする子ども (認定こども園・保育所・地域型保育)

H31年度 目標値 >>>		量の見込み	確保の内容
教育事業	1号認定・2号認定（3～5歳）	1,274人	1,963人
保育事業	2号認定（3～5歳）	945人	1,011人
	3号認定（1・2歳）	580人	638人
	3号認定（0歳）	190人	194人

#### ※1 量の見込み

必要とされることが見込まれる支援の量の値を指します。

#### ※2 確保の内容

市が提供することを目指す支援の目標量の値を指します。

#### ●教育事業

平成27年度～平成31年度にかけては、子どもの減少に伴い、必要量も減少傾向にあり、見込み量に対する提供体制は既存の幼稚園及び認定こども園の定員数で十分確保できる見込みです。

#### ●保育事業

3号認定は、量の見込みに対して保育所等の提供体制が若干不足しますが、子どもの減少に伴い必要量も減少していくことが想定されるため、平成31年度には必要な供給体制を確保できる見込みです。

2号認定は、平成28年度には既存の保育所・認定こども園において必要な供給体制を確保できる見込みです。

## 地域子ども・子育て支援事業の概要（抜粋）

### ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより昼間自宅にいない家庭の子どもに生活の場と適切な遊びを提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

H31年度 目標値 >>>	量の見込み	確保の内容
放課後児童クラブ	879人	890人

平成27年度から、対象となる子どもの学年を小学校6年生まで拡大することに伴い、利用者の増加が見込まれることから、必要となる施設を平成31年度までに確保し、小学6年生までの受入れに対応します。

### ●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

地域において育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員を支援する事業です。

H31年度 目標値 >>>	量の見込み	確保の内容
ファミリー・サポート・センター	495人	495人

事業を周知し、受託会員の確保と円滑な運営に努めます。

### ●地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育て等に関する相談・援助の実施や、子育て関連情報の提供・講習等の実施をする事業です。

H31年度 目標値 >>>	量の見込み	確保の内容
地域子育て支援センター	2,910人	2,910人

利用したことがない保護者への周知を図り親子の孤立を防ぎます。  
妊娠期から利用するよう周知を強化し、スムーズに子育てを始められるよう支援します。

### ●利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）

子ども及びその保護者等、または妊娠している人が、行政の窓口など身近な実施場所で情報提供や必要に応じた相談、助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

平成26年度から子育て応援課に子育てコンシェルジュを配置しており、地域子育て支援センター等を巡回するなどして子育てに関する相談や幼稚園・保育所等の利用についての相談を受け、子育て中の保護者や子どもに寄り添い、解決に向けた支援を行っています。



# 子育て施策の展開

## めざす子育て1 親力の育成

**施策 1 親子のふれあいの場の充実（こども館、つどいの広場きしゃぼっぼ、親子ふれあい講座など）**

- 家庭内におけるコミュニケーションが育まれる親子のふれあいの場を提供します。

**施策 2 子育てに関する講演や講座等の充実（小学生の子をもつ親の講座、家庭教育講演会 など）**

- 健全な親子関係構築のため、子どもが幼少期から親力を高めるための講座を開催します。さらに、思春期の市民が妊娠、出産や妊娠適齢期などについて学ぶ機会を設け、安全・安心な出産を推進します。

**施策 3 子育て中の親同士の交流（地域子育て支援センター、子育てカフェなど）**

- 同年齢の親同士がふれあい、友だちをつくり、お互いに育児相談ができる環境の充実を図ります。

## めざす子育て2 就学前の子どもの教育・保育環境の充実

**施策 1 多様な教育・保育の提供（時間外保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業など）**

- 保護者の就労形態等の多様化に対応できるよう、教育・保育サービスの多様化を図るとともに、安心して子どもを預けられる環境整備を継続します。

**施策 2 教育・保育の質の向上（幼稚園、保育所等職員の研修、発達支援コーディネーター養成講座など）**

- 幼稚園、保育所、小学校等の合同研修会などの実施により、人材育成と関係機関の連携に努めます。

**施策 3 産後の休業及び育児休業後の保育サービス利用への支援**

**（年度途中入所支援、産休中・育休中の保護者への保育サービス情報提供など）**

- 産後の休業及び育児休業中の保護者に対する保育所の定員の空き状況に関する情報提供を進めるとともに、年度途中の入所など柔軟な対応に努めます。

## めざす子育て3 子育てと仕事の調和の推進

**施策 1 企業における子育てと仕事の両立に対する取組の促進**

**（企業内子育て環境アップ事業、企業への育児休業制度の普及促進）**

- 仕事と生活の調和が図られるよう、市民と企業の両方に対して啓発を行います。

**施策 2 父親の子育て参画の促進と意識の啓発（児童センター、児童館、パパママ子育てサロンなど）**

- 父親に対して子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供し、子育て参画の促進と意識の啓発を行います。

## めざす子育て4 地域における子育て支援の充実

**施策 1 子育て支援ネットワークの充実**

**（育児サポーター派遣事業、子育て支援ネットワーク運営など）**

- 子育て家庭の孤立を防ぎ、子育て支援団体や関係機関との連携、情報共有体制の強化を図ります。

**施策 2 地域協働による子育て支援（児童センター、児童館、つどいの広場きしゃぼっぼなど）**

- 子育て家庭が地域住民と交流できる場を充実するとともに、地域住民との協働による子育て支援サービスを提供します。

**施策 3 子育てを支える人材の育成（ファミリー・サポート・センター、地域おせっかい人養成など）**

- 様々な分野で支援を行う子育て支援団体の活動がより活発で永続的に実施されるよう、更なる人材の育成を図ります。

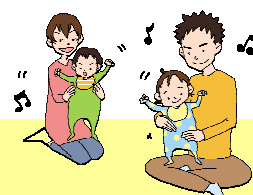
**施策 4 多世代間交流による「地域で子どもを育てる」機運の醸成**

**（地域おせっかい人養成、保育所における多世代の交流を促進する事業など）**

- 様々な年代の人による子育て支援活動を促進し、地域で子どもを育てる機運の醸成を図り、地域におけるささえあいの実現により、安心して結婚、出産できる風土づくりに努めます。







## めざす子育て5 安全・安心な子育て環境の整備

### 施策 1 子育てに関する相談・情報提供の充実（子育てコンシェルジュ、子育てカレンダーなど）

- 子育てに関する情報を集約し、子育てカレンダー、市ホームページ、ポータルサイト、広報紙などの様々な媒体で発信するとともに子育てコンシェルジュの配置や、地域子育て支援センター、児童センター、児童館等において育児相談を受けられる体制をつくり、育てに関する悩みの解消を図ります。

### 施策 2 子育て家庭への経済的援助の推進（こども医療費助成、児童手当支給、保育料軽減など）

- 子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。また、子育て家庭に対する各種助成について周知を行い、利用の円滑化を図ります。

### 施策 3 子どもの安全な居場所づくり（放課後児童クラブ、こども館、児童センター、児童館など）

- 全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、教育機関、福祉機関、地域、保護者、スポーツ少年団などとの連携を深め、共通理解と情報共有を図り、子どもの居場所づくりと安全の確保に努めます。

## めざす子育て6 親と子どもの健康の確保及び増進

### 施策 1 各種健康診断・予防接種等の充実（妊婦健康診査、予防接種など）

- 母子の健康を確保するため、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じて、各種健康診査や予防接種を実施します。

### 施策 2 健康相談・訪問の充実（赤ちゃん訪問、育児サポーター派遣、妊婦健康相談など）

- 母子の健康についての相談支援や訪問、情報提供を実施し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備します。

### 施策 3 発達支援体制の充実

（親子学習会、幼稚園・保育所等巡回訪問、臨床心理士による相談・発達検査など）

- 妊娠期から子育て期にわたるまで、保護者が切れ目ない支援を受けられるよう、保健師、助産師等による支援体制の充実を図り、子どもの身体や発達上の課題、親の子育てに関する不安や悩みを早期に支援できる体制づくりに努めます。

## めざす子育て7 特別な援助が必要な家庭の生活の向上

### 施策 1 ひとり親家庭等の支援の充実（児童扶養手当支給、母子家庭等医療費助成など）

- ひとり親家庭等の子どもの福祉の増進を図るため、医療費助成や手当の支給を実施するとともに、親の就業支援を実施し、自立促進を図ります。

### 施策 2 障害のある子どもへの支援の充実

（障害児相談支援、ふわりの児童発達支援、幼稚園、保育所等巡回訪問、療育相談など）

- 発達の気になる子どもに対し、臨床心理士や保育士、保健師の連携による切れ目のない支援体制を整備します。

### 施策 3 育児不安の軽減や児童虐待防止対策の推進

（家庭児童相談室、養育支援訪問、赤ちゃん訪問、育児サポーター派遣など）

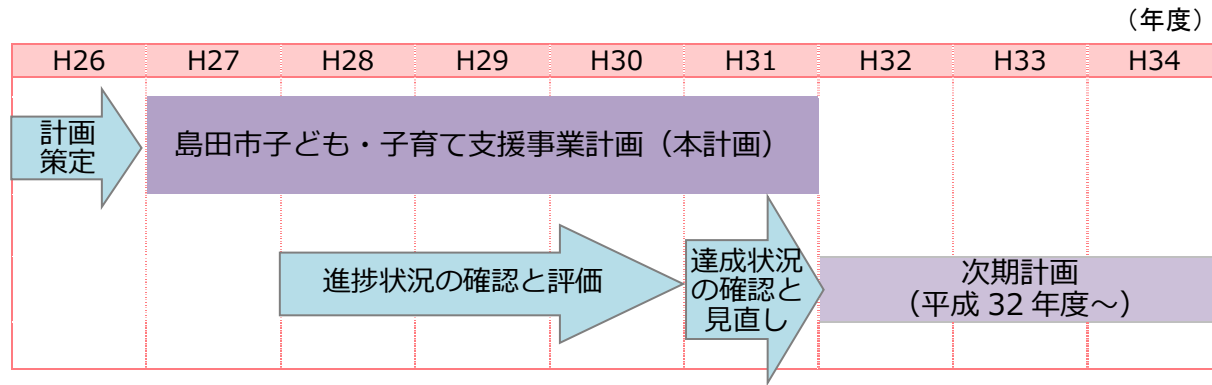
- 育児不安のある保護者や精神的に不安定な状態で支援が必要な保護者を早期発見し、虐待の未然防止を図るため、関係機関との連携や情報共有体制を強化します。

## 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

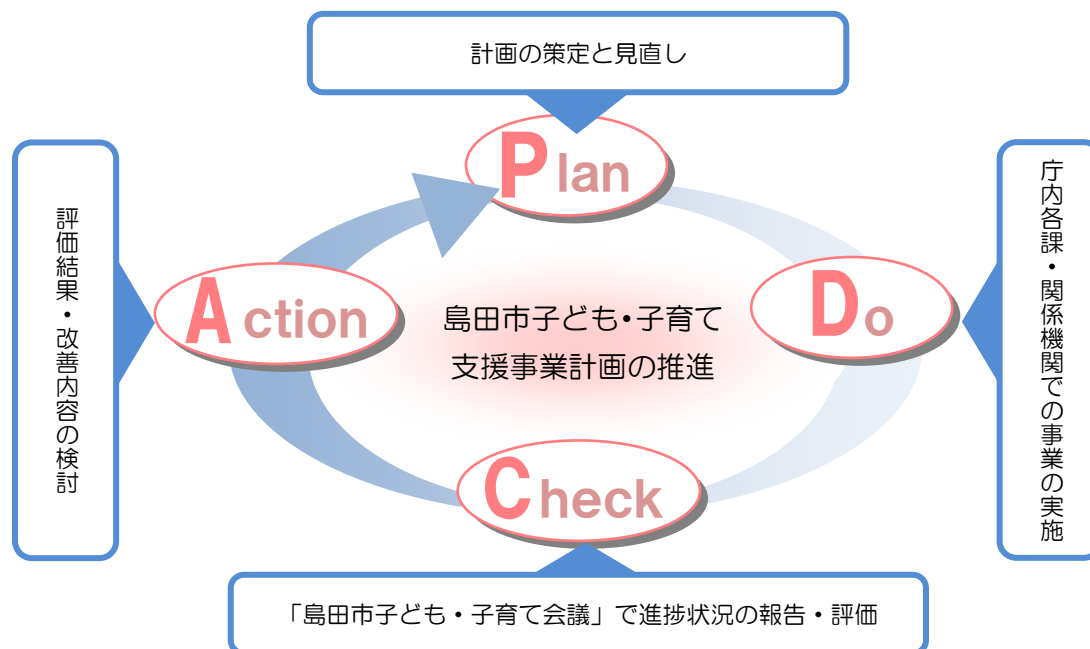
本計画で定めた各施策や事業の進捗状況の確認と評価を毎年度行い、計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、期間の途中において、計画を変更する必要がある場合には、計画の見直しを行います。



## 計画の進捗管理と評価

各事業の進捗状況の報告・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



### しまだ子ども未来応援プラン （島田市子ども・子育て支援事業計画） 【概要版】

発行：島田市  
 編集：島田市 健やか・子ども部 子育て応援課  
 〒427-8501 静岡県島田中央町1番の1  
 TEL：0547-36-7159 FAX：0547-36-8006

